

概要版

# 函南町 立地適正化計画

Kannami Town Compact City Plan

2019（平成31）年3月策定  
（2024（令和6）年3月改定）

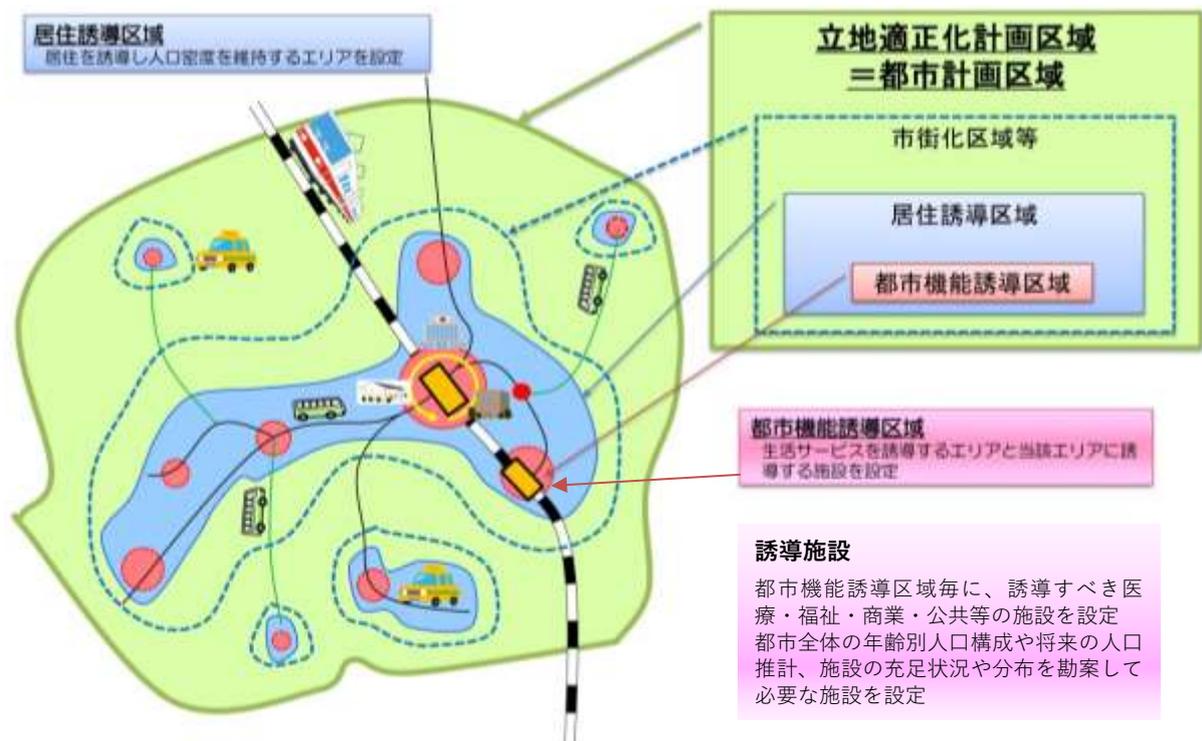
函南町

# 1.はじめに

## 1-1 立地適正化計画とは／計画改定の背景

- ・立地適正化計画は、**居住機能や都市機能(医療・福祉・商業施設等の生活サービス施設)**がまとまって立地するようゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携した都市づくりを目指し、区域の設定や施策等を定めていくものとして、2014年(平成26年)8月に「都市再生特別措置法」の一部改正により制度化しました
- ・国は、各市町村に対し立地適正化計画を策定することを求めており、立地適正化計画に基づく支援措置を効率的に活用しながら、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の形成に向けた取組みを推進するよう指針を示しています
- ・また、全国的な自然災害の頻発化・激甚化する中、居住や都市機能を誘導するにあたっての立地適正化計画への防災指針の追加等、現行計画策定後に法改正がありました
- ・これらの法改正に対応し、立地適正化計画の中間評価に合わせて、函南町立地適正化計画を改定します

### ■立地適正化計画策定イメージ図



## 1-2 本町における立地適正化計画策定の意義

- ・函南町都市計画マスタープラン2019改定版の基本目標では、都市構造の考え方やまちづくりの基本目標を「コンパクトな市街地と豊かな自然の調和のとれた発展を目指します。」としています
- ・函南町都市計画マスタープラン2019改定版には、コンパクトシティの形成を目指すことを明記していますが、具体的な施策としての取組みは明示されていません

### 計画策定の意義

本町のコンパクトな市街地を維持し、都市基盤整備や土地利用規制に加えて、**居住及び都市機能の誘導方策や公共交通等との連携の取組みを具体的に明示する立地適正化計画を策定することにより、将来都市構造の実現に向けた取組みを推進します**

## 1-3 目標年次

- ・本計画の目標年次は、函南町都市計画マスタープランと合わせ、**2038年**とします

# 1-4 本町の現状と都市構造上の課題

## 地域活力の低下

- 日常生活サービス施設の撤退や公共交通の維持が困難になるとともに、低・未利用地の増加等により地域の魅力・利便性の低下が懸念
- 郊外の住宅地や別荘地等においては、居住者の高齢化、住宅の老朽化、地域活力の低下等が顕在化
- 集落地については、日常生活サービス機能の低下、空き地・空き家の増加及び地域活力の低下が進むとともに周辺の営農環境の悪化が懸念

## 拠点機能・魅力の低下

- 中心市街地では、拠点機能が低下、喪失し、町内全域の生活利便性の低下が懸念

## 公共交通の衰退

- 自動車分担率が約70%と高く、路線バスは利用者が減少し、サービス水準の低下や路線廃止等が懸念
- 交通弱者の外出が制限され、自立した日常生活を送ることが困難

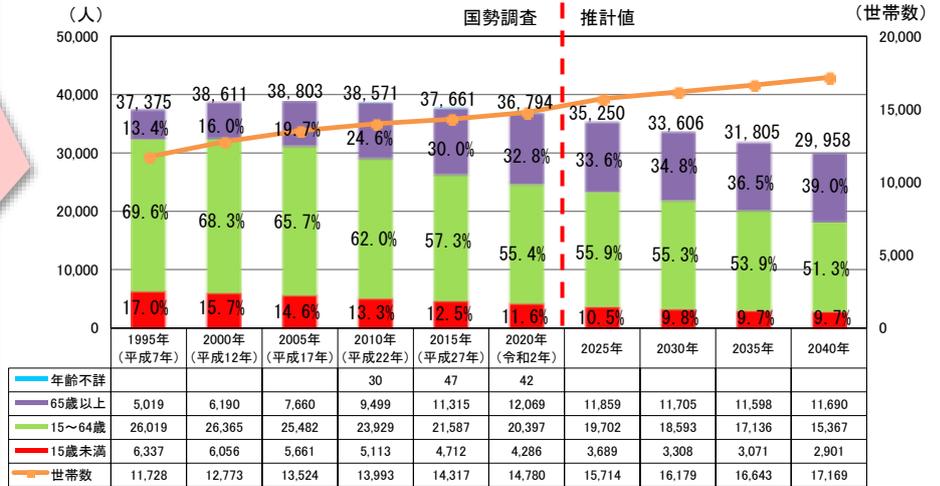
## 災害に対する不安の増大

- 浸水想定区域内に人口の56%が居住しているとともに、災害発生時には避難困難者の増加が懸念

## 財政運営の悪化

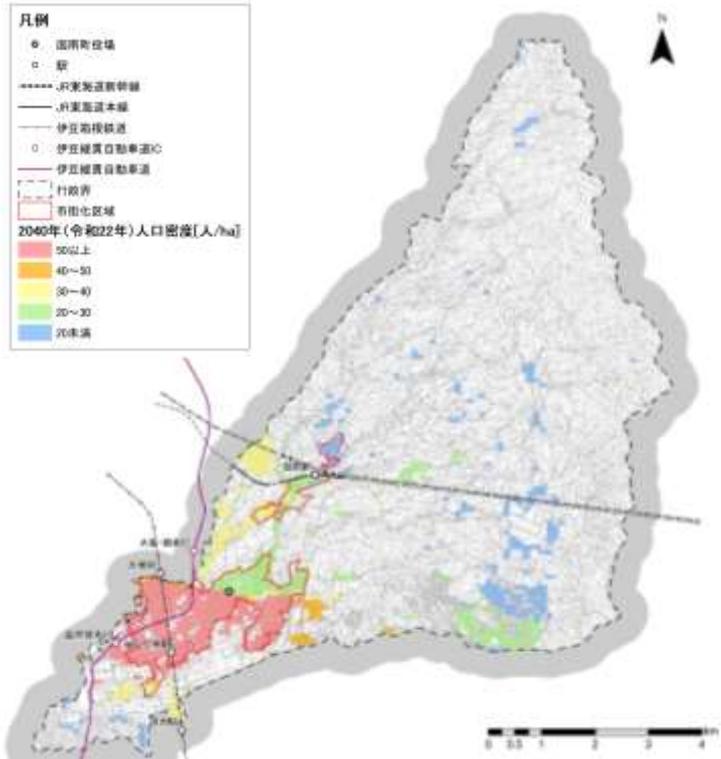
- 町税等の収入の減少、扶助費の増加や公共施設の維持管理費の増加等により、財政状況の悪化が懸念
- 多くの公共施設等の更新や改修に係る財政負担や施設の安全性及び性能の確保が懸念

■人口・世帯数の推移

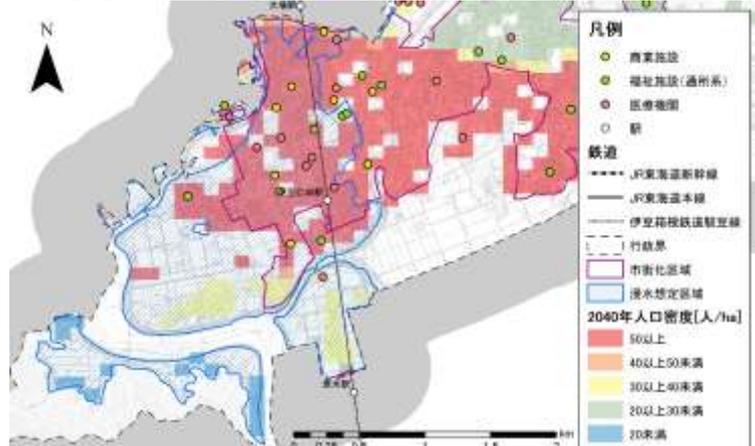


出典) 2020年(令和2年)までの人口: 国勢調査、2025年以降の人口: 国立社会保障・人口問題研究所  
2020年(令和2年)までの世帯数: 統計書かなみ、2025年以降の世帯数: 統計書かなみより推計

■人口密度分布 (2040年)



■浸水想定区域、生活利便施設分布、人口密度分布(2040年)の重ね図



## 2.まちづくりの方針

### 2-1 立地適正化計画の方針

総合計画に掲げる  
目標を進めることが  
重要です

- ・本町では、2017年（平成29年）に第六次函南町総合計画を策定し、「快適に安心して暮らせる環境づくり」「誰もが活き活きと暮らせる健康づくり」「活力とゆとりを生み出す産業づくり」「コンパクトで効率的な都市づくり」「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」「魅力とにぎわいのある交流づくり」という6つの基本目標を掲げています
- ・今後、総合計画に掲げるまちづくりを進めていくためには、これまでの人口増加・市街地拡大を前提とした都市計画のあり方を転換し、既存ストックを活かしたコンパクトな都市構造を目指すことが必要であるとともに、これと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要です

都市計画マスタープランと  
連携して進めます

- ・都市計画マスタープランでは、基本理念の「自然を育み誰からも愛されるにぎわいと魅力ある交流都市・函南」や、基本目標のコンパクトな市街地と豊かな自然の調和のとれた発展に含まれる考え方です
- ・今後もより一層積極的にかつ継続的に取り組んでいくため、本計画においても、「自然を育み誰からも愛されるにぎわいと魅力ある交流都市・函南」を基本理念とします

### 立地適正化計画の方針

将来を見据えた魅力ある拠点整備を図るとともに、  
利便性が高く、安全・安心な集約連携型都市構造  
の構築を目指します

#### 市街地の特性を踏まえた都市機能の強化、居住環境の維持・向上

地形的制約等から平地部の市街化区域に都市機能を集積したコンパクトな市街地が形成されています。今後もこれを維持していくとともに、さらなる拠点機能の強化、居住環境の維持・向上を図り、拠点を中心とした市街地の構築を目指します

#### 市街地内・市街地間を結ぶ公共交通網の構築

伊豆縦貫自動車道東駿河湾環状道路沿線、役場周辺、鉄道駅周辺市街地の連携が必要となるため、市街地内を巡る公共交通網を強化します。また、市街地外における集落地についても市街地と接続した利便性の高いネットワークの構築を目指します

#### 災害の危険性に対応した安全・安心な都市の構築

市街地の大部分を浸水想定区域に含んでいることから、安全・安心に配慮しつつ利便性の高い都市を目指します

## 2-2 都市の骨格構造

- ・本計画は「函南町都市計画マスタープラン」の都市構造を実現化する役割を果たします
- ・「函南町都市計画マスタープラン」では、中心的役割を担う拠点として「都市中心拠点：函南町役場周辺」、「都市にぎわい交流拠点：東駿河湾環状線沿道地区」、函南町の玄関口として「地域交流拠点：JR函南駅周辺、伊豆仁田駅周辺、大場駅南側」を定めています

### 都市中心拠点

函南町の都市活動を中心的に支える拠点として都市機能の維持・充実を図る地区

### 都市にぎわい交流拠点

新たなにぎわいや交流を創出する拠点として都市機能の維持・充実を図る地区

⇒これらの2つの拠点を中心とし、にぎわいを高める都市機能の集積を図ります

### 地域交流拠点

交通結節点及び地域の中心地として、駅利用者や後背地に広がる住宅地の日常生活を支える商業等の都市機能の誘導を図る地区

⇒都市中心拠点、都市にぎわい交流拠点を補完し、地域に身近な生活機能の集積を図ります

- ・これらの拠点を「都市連携軸」、「市街地連携軸」で連携し、町内の円滑な移動の確保を目指します

### ■函南町都市計画マスタープランで位置づける将来都市構造図（拡大図）



### 3. 誘導区域及び誘導施設

#### 3-1 誘導区域設定のポイント

・立地適正化計画では、都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）を設定します

- POINT① 拠点への都市機能集積・維持
- POINT② 駅周辺エリアは機能充実を図りつつ、居住誘導
- POINT③ 拠点周辺、公共交通の利便性が高い地域へ居住誘導
- POINT④ 幹線道路の整備と公共交通機関の連携、充実

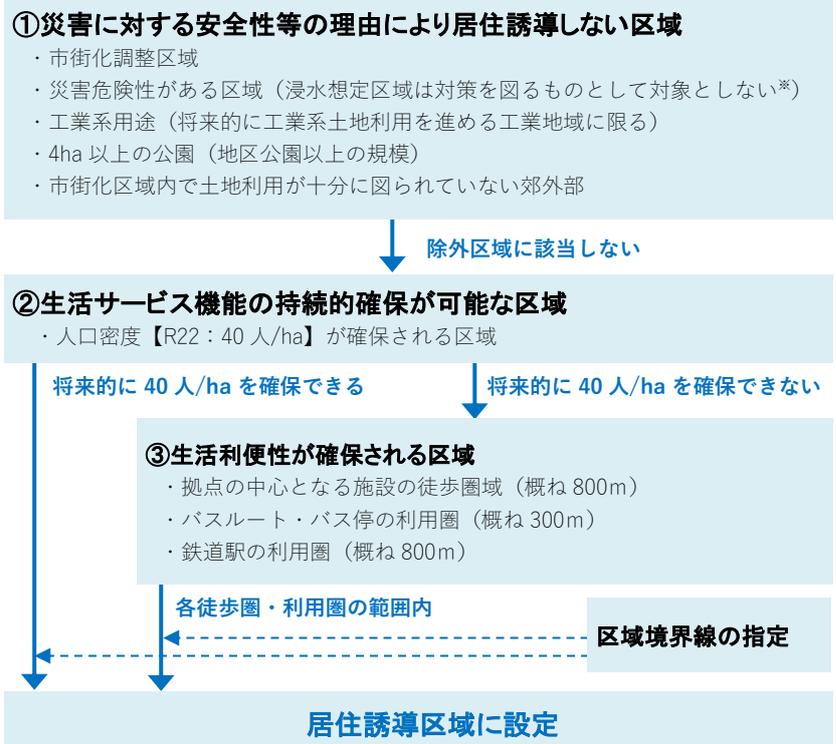
#### 3-2 居住誘導区域の設定について

・本町においては、右図の考え方を基に居住誘導区域を設定します

※本町は地形的特徴から居住誘導区域に、水防法の規定に基づき洪水浸水想定区域（想定最大規模）が指定されています

※このような災害リスクに対して、家屋の流出・倒壊等のおそれがある「家屋倒壊等氾濫想定区域」は居住誘導区域から除外しますが、狩野川水系河川整備計画に基づく河川改修のほか、排水機場の整備・更新等による内水対策、公共施設等への調整池設置等のハード対策と防災マップによる危険性の周知や避難計画等のソフト対策の両面により、浸水に対する防災対策を推進していることから、居住誘導区域に含めることとします

##### ■居住誘導区域の設定フロー

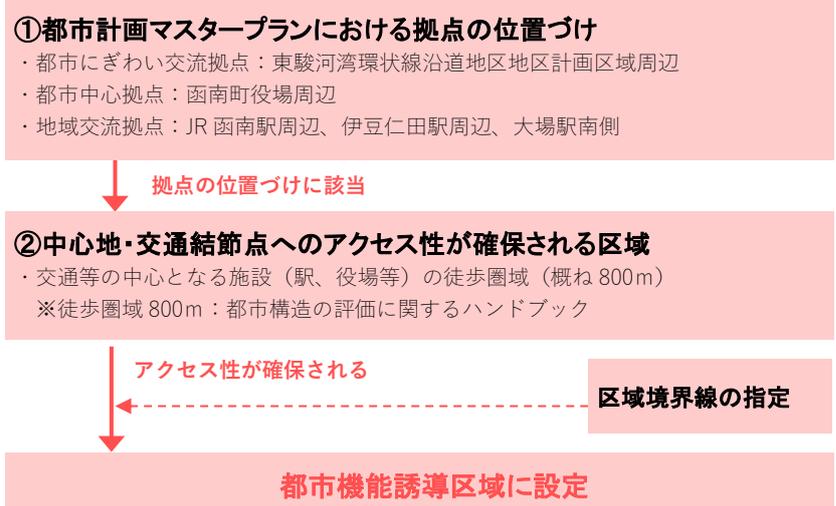


#### 3-3 都市機能誘導区域及び都市機能誘導施設の設定について

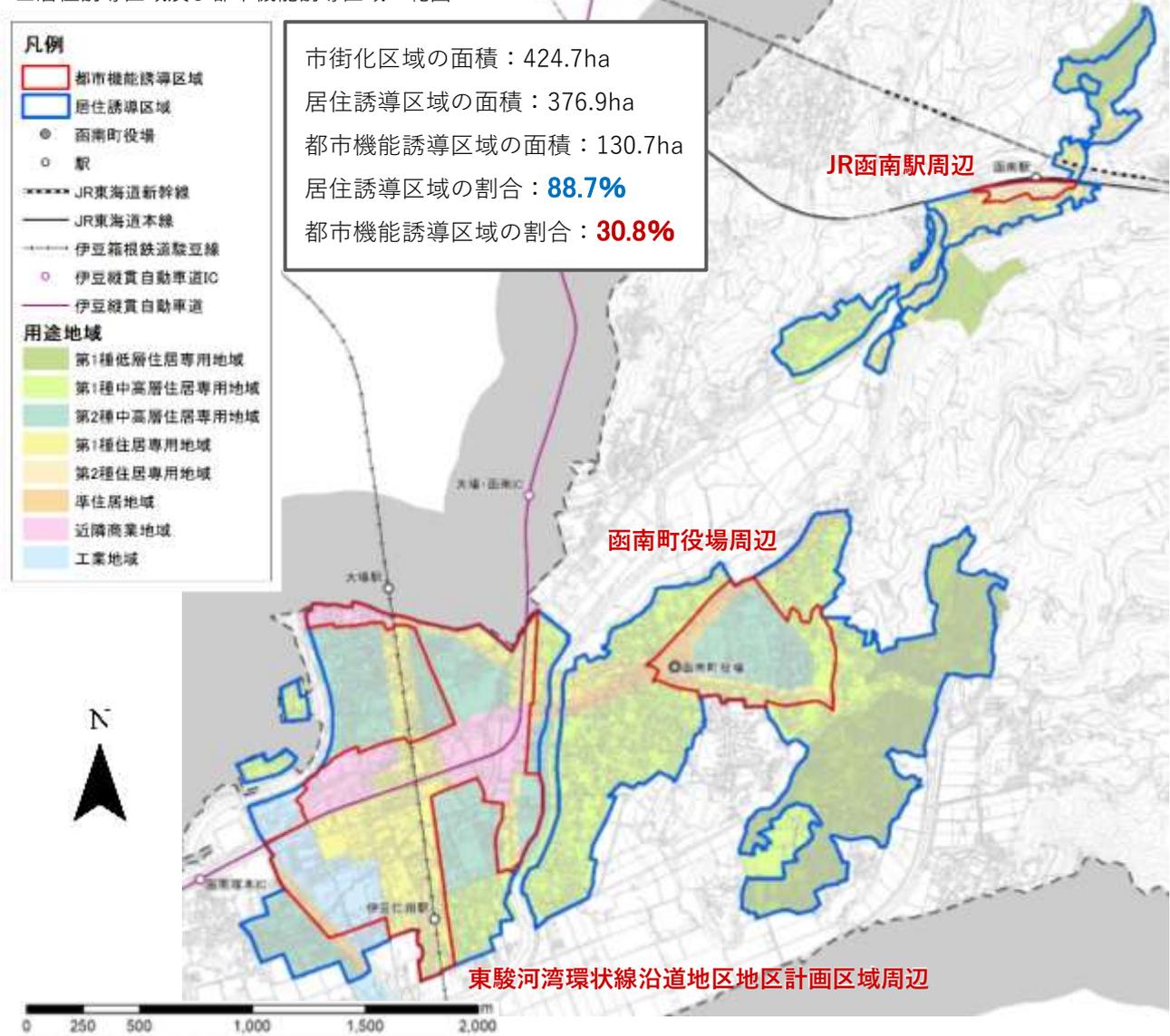
・本町においては、右図の考え方を基に都市機能誘導区域を設定します

・都市機能誘導区域ごとに立地を誘導又は維持すべき都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便性向上のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）を都市機能誘導施設として位置づけます

##### ■都市機能誘導区域の設定フロー



■居住誘導区域及び都市機能誘導区域の範囲



■都市機能誘導施設の位置づけ

	誘導施設	函南町役場周辺	東駿河湾環状線沿道地区 地区計画周辺	JR函南駅周辺
行政機能	役場・行政窓口	●	—	—
福祉機能	老人福祉センター	●	—	—
	地域包括支援センター	●	●	●
	高齢者福祉施設（通所型）	●	●	●
子育て機能	子育て支援施設	●	●	●
	幼稚園	●	●	●
	保育所	●	●	●
	認定こども園	●	●	●
商業機能	スーパーマーケット	●	●	●
	ドラッグストア	●	●	●
医療機能	病院	●	—	—
	診療所	●	●	●
教育機能	小学校・中学校	●	●	—

●：当該都市機能誘導区域内で都市機能誘導施設として設定する  
 —：誘導施設として設定しない

## 4.実現化方策

### 4-1 居住の誘導に関する基本的な考え方

- ・本町では、人口減少・少子高齢化が進み、今後進行が見込まれていますが、居住誘導区域外において、一団の住宅地・集落地等が多数形成されていることから、強制力や規制的手法を用いて居住誘導を図るのではなく、各地域に根付く既存コミュニティを維持し、効率的に公共交通等で利便性を確保しつつ、長期的な視点から誘導施策を段階的に検討し実施することで緩やかな誘導を促進します
- ・居住誘導にあたっては、大規模な街区再編に伴う住環境整備を実施するのではなく、町内に点在する空き家、空き地の有効な利活用を検討するとともに、既存施設・インフラの維持管理や適切な整備による住環境の向上を推進します

### ■ 居住誘導に資する施策等

#### ●身近な公園・広場の創出

居住環境の向上やまちの賑わいを創出するため、町民の交流・憩いの場となる身近な広場や緑地・公園等のオープンスペースの確保を検討します。

#### ●基幹水利施設の長寿命化

排水機場等農業水利施設の機能診断及び機能保全計画の策定を推進し、基幹水利施設の長寿命化を図ります。

#### ●空き家・空き地の利活用・除却による住環境の向上

##### ・空き家の利活用

居住環境の整備改善を図るために、空家等対策計画と連携を図り、不良建築物の除却、空き家や空き建築物等の活用を推進します。

##### ・空き地の利活用

空き地等については、コミュニティの醸成の場、防災空地、宅地化等、多面的な利用が可能なことから、地域のニーズを見定め、住民、地権者との協働による利活用対策を検討します。



#### ●ライフライン(上水道)の耐震化

浄水施設や配水管等の布設替えを効率的に行うための、施設整備計画(施設更新計画・水道事業基本計画)を策定し、安心して暮らせる生活環境の創出を図ります。

#### ●ライフライン(下水道)の耐震化

主要管渠の補強やマンホールの浮上防止等を効率的に行うための、施設整備計画を策定し、安心して暮らせる生活環境の創出を図ります。

### 4-2 都市機能の誘導に関する基本的な考え方

- ・本町では、人口減少・少子高齢化が進み、今後進行が見込まれていますが、都市機能誘導区域外においても、一団の住宅地・集落地が多数形成されていることから、強制力や規制的手法を用いて都市機能の誘導を図るのではなく、各地域に立地する都市機能を原則的に維持することを目指し、段階的に都市機能誘導区域内における拠点機能の向上を検討し、長期的な誘導を図ります
- ・都市機能誘導にあたっては、市街化区域内公共用地の利用を検討するとともに、都市機能誘導施設の周辺環境等に配慮しながら、適切に都市施設等の整備を推進します

### ■ 都市機能誘導に資する施策等

#### ●税制特例

- ・都市機能誘導区域外から区域内への事業用資産の買換特例
- ・誘導施設とあわせて整備される公共施設等への固定資産税等の課税に関する特例
- ・誘導施設の整備のための土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例

#### ●金融特例

- ・民間都市開発推進機構による金融支援

#### ●都市機能(誘導施設)整備に対する支援

民間が都市機能誘導区域内に誘導施設を整備する場合、施設整備費用等に対し、補助金交付等の支援策について検討します。

### ●利便性の高い公共交通網の構築

バスの運行方法や路線の見直し等を検討し、利便性の高い公共交通網の構築を図ります。また、鉄道駅周辺については、重要な交通結節点としての位置づけと利活用を検討します。

### ●円滑な公共交通網の形成

町民にとって利用しやすい公共交通を確保するため、自主運行バス等の交通手段を検討し、鉄道や路線バスとの組み合わせにより効果的な公共交通網の構築を図ります。

### ●道路整備の推進

道路の安全性を確保するため、老朽化した道路や歩道整備等について計画的な整備を進めるとともに、狭あい部の道路を拡幅・改良し、歩行者と自動車の安全・安心な環境整備を図ります。



出典) 狭あい道路整備等促進事業  
<事例> (国土交通省)

また、生活道路の計画的な改善・整備を進めるとともに、狭あい部の道路を拡幅・改良し、歩行者と自動車の安全・安心な環境整備を推進します。さらに、住民サービス工事<sup>※</sup>では、舗装補修や側溝の土砂排除等を実施し、町道の安全確保と利便性の向上を図ります。

※住民サービス工事：小規模で緊急を要する修繕

### ●自助・共助による防災、減災の取組みの推進

平常時は、防災出前講座や訓練を通じて、住民や自主防災組織による自助、共助の取組みを推進します。また、非常時は、防災行政無線や登録制メール配信システム等により、積極的な緊急情報の発信を推進します。

### ●公助の防災、減災の取組みの推進

大規模災害の発生に備え、定期的な訓練を実施するとともに、災害対策本部や指定避難所の設備の適切な充実を図ります。

また、防災関連機器の適切な維持管理、更新に努めるとともに、防災倉庫の備蓄品等の適切な維持管理に努め、被災時の教訓を活かした備蓄品の更新、充実を図ります。

### ●各戸雨水貯留施設等設置の推進

浸水被害を防止するために、住宅で雨水貯留施設または雨水浸透施設の設置に対して支援を推進します。

### ●若者で賑わう町を目指し、居住支援の推進

勤労者住宅建設資金借入金利子補給制度やこども医療費制度の充実を推進し、子育て世帯の生活や子育ての支援を推進します。また、空き家の情報提供、空き家のストック活用と併せた移住・定住を希望する者への支援を検討します。

### ●都市機能の整備

都市拠点における活力・魅力の維持及び向上のため、都市機能の誘導・集積を推進します。



出典) 都市構造再編集中支援事業<概要> (国土交通省)

### ●身近な福祉拠点・施設の整備

身近な場所でサービスを受けられる地域包括支援センター等の計画的な整備を検討します。また、認知症カフェの運営支援を推進し、公共施設の有効活用や複合的利用について検討します。

### ●都市機能等へのアクセス道路の整備

都市機能へのアクセス性向上や安全な歩行空間の確保に向け、道路整備を検討します。

### ●公共用地の活用

遊休地を活用した子育て機能、福祉機能の拡充を推進します。また、民間が誘導施設を整備する場合には、町が保有する遊休地の活用について検討します。

### 4-3 誘導区域内外における届出制度の運用について

- ・届出制度とは、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備や居住誘導区域外における宅地開発等の動きを把握するための制度です
- ・居住誘導区域外において一定規模以上の住宅の建築目的の開発や建築等を行う場合、また都市機能誘導区域外において誘導施設の建築目的の開発行為や新築・改築等を行う場合、都市機能誘導区域内において誘導施設を休廃止する場合は、**開発・建築・休廃止等の行為に着手する30日前までに**町への届出が必要になります

◎詳細は、「函南町立地適正化計画 届出の手引き」を参照してください

■誘導区域内外における届出の要否の確認表

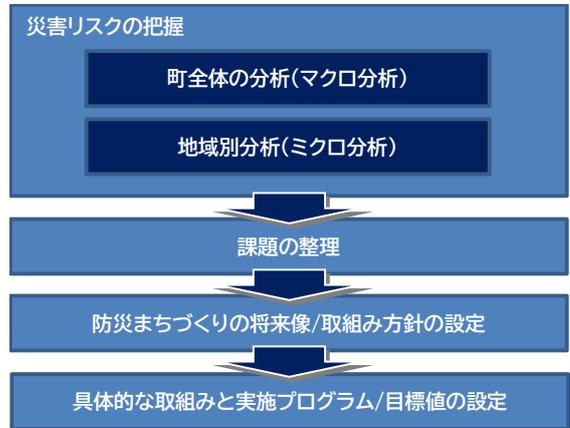
			居住誘導区域内	居住誘導区域内	居住誘導区域外
			かつ 都市機能誘導区域内	かつ 都市機能誘導区域外	かつ 都市機能誘導区域外
住宅	開発行為	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	不要	不要	必要
		1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの	不要	不要	必要
	建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合	不要	不要	必要
		建築物を改築し、又は建物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	不要	不要	必要
誘導施設	開発行為	誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的のもの	不要	必要	必要
	建築等行為	誘導施設を有する建築物の新築、もしくは建築物の改築・用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合	不要	必要	必要
	休廃止	都市機能誘導区域内で、誘導施設が休止又は、廃止しようとする場合	必要	不要	不要

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。

## 5.防災指針

- ・「防災指針」は、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため、立地適正化計画に定めるものです
- ・本防災指針では、本町の災害リスクを把握するとともに、地域ごとの災害リスクを明確にし、そのリスクを回避・低減するための取組方針等を設定し、河川改修や避難地・避難路の整備・確保といったハード対策、地域の災害リスクに応じた避難体制の構築や災害ハザード情報の提供といったソフト対策、災害リスクを踏まえた土地利用の誘導など、防災対策・安全確保策を「防災指針」として示し、安全・安心の都市づくりにつなげていきます

### ■防災指針策定の流れ



### 5-1 防災・減災に向けた課題

#### ●水害(洪水(外水氾濫))

- ・狩野川は治水事業が進み、大規模災害の危険性は、普通河川の局地的地域に発生されることが予想され、暴風雨、集中豪雨等の場合には、十分な注意・警戒が必要です。特に、函南観音川、来光川、柿沢川沿いの地区においては、水害発生危険があるため、十分な配慮が必要です。
- ・大場川、来光川、柿沢川、函南冷川の洪水浸水想定区域(想定最大規模:L2)及び家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食/氾濫流)の想定を踏まえて、確実に生命を守るようにするため、人的被害が想定される区域の取扱いや個別計画による検討\*が必要です。  
※マイ・タイムラインの作成による個人レベルでの避難計画、水害に強い住宅計画(盛土や建て方の工夫)等、洪水浸水想定区域であることを踏まえた対策を考えていくことが必要です。

#### ●水害(内水氾濫)

- ・気候変動に起因する局地的な集中豪雨などにより、災害の発生頻度が高まっており、浸水対策の更なる推進が必要です。

#### ●土砂災害

- ・土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、災害が発生した場合には生命や財産(建築物等)、インフラ(道路等)に係る被害が大きいことから、居住の移転促進も含めた土地利用規制等による対策が必要です。

#### ●その他

- ・地震により液状化の危険度が高い地域では、大きな被害を受けやすいこと、液状化に関する知識と液状化対策の必要性を周知するため、さらなる周知に向けて、液状化ハザードマップ等のソフト対策等の取組みが必要です。
- ・地震は建物の倒壊や火災等の二次的要因により死傷する災害であり、予防措置により人的被害を大幅に減少させることが可能となるため、耐震化や不燃化、家具の固定など人命を守るための自助・共助の取組みを今後も推進する必要があります。

### 5-2 防災まちづくりに向けた将来像

- ・本町の防災まちづくりの将来像については、「快適に安心して暮らせるまちづくり」を進めることを基本理念として、町民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます

### 5-3 対応方針

- ・防災まちづくりの将来像「快適に安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、自然災害に対して、「回避する」、「低減する」取組みを推進します
- ・被害を「回避する」取組みは、災害リスクの高い地域における居住者のリスク回避の対策を推進します。また、被害を「低減する」取組みは、「防ぐ・逃げる・備える」ためのハード・ソフトの両面から取組みを推進します

■防災まちづくりに向けた対応方針

対応方針		取組みの方向性
「回避する」	災害リスクの高い地域における居住者のリスク回避の対策を推進する	・災害リスクが高い地域における居住の回避
「低減する」 防ぐ 逃げる 備える	災害時にもハード・ソフトの両面から被害を低減させる対策を推進する	・防災施設の整備・維持管理 ・住宅の防災対策の推進 ・避難体制の充実 ・防災体制の充実 ・意識啓発の実施

### 5-4 主な具体的な取組みと実施プログラム

- ・対応方針に基づき、災害リスクの回避、低減に必要なハード、ソフトの具体的な取組みについて記載します
- ・取組みの実施に当たっては、防災まちづくりの長期的な視点を持って、短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）に区分し、実施プログラムとして定めます

対応方針	災害	取組み種別	取組み施策（主なもの）	実施時期（目安）			
				短期	中期	長期	
回避する	共通	ソフト	災害リスクを考慮した立地適正化計画の推進	→	→	→	
低減する	防ぐ	ハード	市街地浸水の解消（函南町水災害対策プラン（伊豆の国市との連携を含む）の推進）	→	→	→	
			内水排除施設の整備促進および機能強化	→	→	→	
			河川改修整備事業の促進および推進	→	→	→	
			雨水貯留・浸透施設設置の推進	→	→	→	
		土砂災害	ハード	急傾斜地崩壊対策事業の推進	→	→	→
	逃げる	共通	ハード	主要町道の整備	→	→	→
				狭あい道路の拡幅整備	→	→	→
			ソフト	災害情報等のメール配信の拡充	→	→	→
				情報収集・連絡体制の強化	→	→	→
	備える	共通	ハード	防災マップの活用及び強化	→	→	→
町民等の防災意識の高揚、防災教育の充実				→	→	→	
ソフト			防災拠点等の強化	→	→	→	
			緊急輸送路等の整備	→	→	→	
その他		ハード	舗装・橋梁・トンネルの点検・補修等の実施	→	→	→	
			避難所運営体制の整備	→	→	→	
			災害対策用資機材の充実	→	→	→	
			広域支援の受入れ体制の強化	→	→	→	
			緊急物資の備蓄の促進	→	→	→	
			自主防災組織の育成・強化	→	→	→	
			公共構造物等の耐震化	→	→	→	
			住宅等の耐震化	→	→	→	

→ : 実施      → : 維持

## 6.目標値

- ・目標値については、本計画の必要性・妥当性を町民や民間事業者等に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCA サイクルが適切に機能するものとします

### 6-1 目標値の設定

#### ○居住に関する目標

- ・居住誘導区域内への宅地造成の推進、空き家のストック活用と併せた移住・定住の推進により、居住誘導区域内の著しい人口密度の低下を抑制することを目標とします

	2015年（平成27年）	2023年	2038年
居住誘導区域内人口密度	62.4人/ha	61.5人/ha <i>(実績) 62.1人/ha</i>	55.7人/ha

※居住誘導区域内人口密度：都市計画基礎調査における居住誘導区域と重なる調査区的人口密度

#### ○都市機能に関する目標

- ・都市機能誘導区域内への都市機能を維持・集積することを目標とします

	2015年（平成27年）	2023年	2038年
函南町役場周辺に立地する誘導施設	5施設	6施設 <i>(実績) 6施設</i>	6施設

※函南町役場周辺に立地する誘導施設：誘導施設と位置づけた6施設（行政、福祉、子育て、商業、医療、教育）のうち立地する施設

#### ○公共交通に関する目標

- ・バス路線沿線地域の人口を維持し、サービス水準の維持・向上を目標とします

	2015年（平成27年）	2023年	2038年
路線バスの乗降客数 （大場畑毛線）	約83,000人	約91,000人 <i>(実績*) 約72,000人</i>	約72,000人 （現状維持）

※2022年度実績

### 6-2 評価・見直しの方針

- ・本計画に記載された施策・事業の取り組み状況については、概ね5年ごとに取り組み状況を評価し、立地適正化計画の進捗状況について検討を行います
- ・また、これらの結果や社会情勢、総合計画等の各種計画の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します



函南町立地適正化計画  
概要版

## 函南町立地適正化計画（概要版）

2019（平成 30）年 3 月策定  
（2024（令和 6）年 3 月改定）

編集・発行 函南町建設経済部都市計画課  
〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13  
TEL 055-979-8117 / FAX 055-979-8146  
E-mail [toshikei@town.kannami.shizuoka.jp](mailto:toshikei@town.kannami.shizuoka.jp)  
<http://www.town.kannami.shizuoka.jp>

函南町立地適正化計画は、函南町ホームページでご覧いただけます。